

答 申 第 3 5 2 号
平成 2 3 年 1 2 月 1 5 日

千葉県知事 鈴木栄治 様

千葉県情報公開審査会
委員長 大田 洋介

異議申立てに対する決定について（答申）

平成 2 3 年 1 月 2 5 日付け安整第 1 3 7 7 号－1 による下記の諮問について、次の とおり
答申します。

記

諮問第 4 4 6 号

平成 2 2 年 1 2 月 1 7 日付けで異議申立人から提起された、平成 2 2 年 1 0 月 2 0 日付け安整第
9 4 5 号及び平成 2 2 年 1 1 月 1 9 日付け安整第 1 1 1 2 号で行った 行政文書不開示決定に係
る異議申立てに対する決定について

第1 審査会の結論

千葉県知事（以下「実施機関」という。）は、平成22年10月20日付け安整第945号で通知した行政文書不開示決定を取り消すべきである。

実施機関のその余の決定は妥当である。

第2 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、平成22年10月20日付け安整第945号で通知した行政文書不開示決定（以下「本件決定1」という。）及び平成22年11月19日付け安整第1112号で通知した行政文書不開示決定（以下「本件決定2」といい、本件決定1と併せ「本件決定」という。）を取り消すとの決定を求めるものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が主張する異議申立ての理由は、おおむね次のとおりである。

(1) 收受印について

ア 收受印は平成19年4月に変更になったものである。

イ 平成18年度以前は收受印が存在しないのに、保存期間が経過したことから平成17年度以前に対象文書が存在していたが保有していないとしている。

ウ 平成18年度以前に存在していた証拠はない。

(2) 平成19年度に收受印が購入されていたのだから、当然存在しなければならない支出伝票がないなら、単に「廃棄した」との理由でなければならない。

(3) 勝山小学校の耐震偽装と建築確認申請書類の改ざんの隠ぺいが明らかになっても隠ぺいをし続けるのは許されない。

第3 実施機関の説明要旨

実施機関の説明は、おおむね次のとおりである。

1 異議申立てに係る行政文書開示請求及び本件決定について

異議申立人は、実施機関に対して、平成22年9月21日付けで「H19.4月の收受印の支出負担行為支出伝票（添付書類含む）」の行政文書開示請求（以下「本件請求1」という。）を、平成22年10月22日付けで「別添安房地域整備センター收受印の支出負担行為支出伝票（H19.4月に建築宅地課で押印された書類に使用されたものが対象）」の行政文書開示請求（以下「本件請求2」といい、本件請求1と併せ「本件請求」という。）を行った。

なお、本件請求2には、「安房郡鋸南町立勝山小学校に係る平成19年10月1日付け仮預かり審査願書」が添付されていた。

2 本件決定について

本件請求に対し実施機関は、平成19年4月に安房地域整備センター建築宅地課で押印した收受印の支出負担行為支出伝票を本件請求に係る対象文書と特定（開示請求時における異議申立人とのやりとりを通じ確認済み。）した。

そして、平成19年4月に起票した需用費に係る支出負担行為支出伝票及び平成18年度の需

用費に係る支出負担行為支出伝票を編冊した簿冊を検索したが対象文書は存在せず、また、平成 17 年度以前の支出負担行為支出伝票を編冊した簿冊は、保存期間経過のため廃棄済みであった。

以上のことから、実施機関は本件決定を行ったものである。

第 4 審査会の判断

当審査会は、異議申立人の主張及び実施機関の説明並びに事務局職員による実施機関の事務所の現地調査結果をもとに審査した結果、以下のように判断する。

1 本件請求の内容及び本件決定について

本件請求の内容及び本件決定については、実施機関の説明のとおりである。これに対し異議申立人は、平成 22 年 12 月 17 日付けで、本件決定の取消しを求める異議申立てを行った。

2 本件請求に係る対象文書の特定について

本件請求に係る対象文書は、本件請求に係る開示請求書及び実施機関が提出した本件請求 1 に係る開示請求時の開示請求者との対応メモの内容から、平成 19 年 4 月当時、安房地域整備センターで使用されていた収受印のうち、円形の印影の上段に安房地域整備センター、中段に年月日、そして下段に収受と押印される収受印（以下「本件収受印」という。）に係る支出負担行為支出伝票（以下「本件対象文書」という。）であると認められる。

なお、収受印を購入する際の予算の支出科目は需用費とのことである。

3 本件対象文書の不存在について

実施機関は、本件対象文書を廃棄した旨主張するので以下のとおり検討する。

(1) 行政文書の保存期間について

本件請求のあった平成 22 年度当時の千葉県行政文書管理規則（平成 13 年千葉県規則第 30 号）第 10 条及び別表により支出負担行為支出伝票の保存期間は 3 年と定められていた。

(2) 行政文書の廃棄について

千葉県行政文書規程（昭和 61 年千葉県訓令第 13 号。以下「訓令」という。）第 48 条第 3 項は、行政文書を廃棄したときは当該行政文書を廃棄した旨の記録を行うものとする規定し、当該記録は平成 17 年 4 月 25 日付け政法第 37 号総務部長通知により 10 年間保存することとされている。

(3) 安房地域整備センター（現安房土木事務所）の現地調査について

ア 事務局の職員をして、実施機関の事務所に保存される簿冊類を確認させたところ、平成 17 年度以前の支出負担行為支出伝票を編冊した簿冊は存在せず、また、存在する平成 18 年度以降の需用費に係る支出負担行為支出伝票を編冊した簿冊に本件対象文書は存在しなかった。

イ 本来保存されていなければならない行政文書廃棄記録について、需用費に係る支出負担行為支出伝票の廃棄記録が存在していなかった

ウ 本件収受印の最も古い印影は、平成 18 年 3 月 31 日付け館都第 1150 号「館山都市計画審議会の開催について（通知）」に押印された、平成 18 年 4 月 4 日のものであった。

(4) 本件対象文書の作成年月について

上記のとおり本件収受印は、少なくとも平成 18 年度当初には存在していたことから、本件対象文書は、平成 18 年 3 月以前に作成された可能性が高いものと認められた。

(5) 本件対象文書の不存在について

前記(4)のとおり、本件対象文書は、平成18年3月以前に作成された可能性が高いものと認められ、そして(1)のとおり、支出負担行為支出伝票の保存期間は3年であり、また(3)アのとおり、平成18年3月以前(平成17年度以前)の支出負担行為支出伝票を編冊した簿冊は存在していない。

このことから、実施機関の主張するとおり、本件対象文書は保存期間経過により廃棄されたであろうことは推測可能である。

しかし、実施機関により廃棄記録が作成及び保存されていないことから、不存在の理由が、保存期間経過による廃棄によるものかどうか当審査会は判断をすることはできない。

4 理由付記について

(1) ところで、本件決定1において実施機関は、不開示(不存在)決定の理由について「開示請求に係る行政文書を保有していないため。」とのみ記載する。

(2) 千葉県情報公開条例(平成12年千葉県条例第65号。以下「条例」という。)第12条第3項は、「実施機関は、開示請求に係る行政文書の全部又は一部を開示しないときは、その理由を前各項に規定する書面に記載しなければならない。」と規定する。

理由付記について最高裁判所第一小法廷(平成4年12月10日)は、「公文書の非開示決定通知書に付記すべき理由としては、開示請求者において、本条例9条各号所定の非開示事由のどれに該当するのかをその根拠とともに了知し得るものでなければならず、単に非開示の根拠規定を示すだけでは、当該公文書の種類、性質等とあいまって開示請求者がそれらを当然知り得るような場合は別として、本条例7条4項の要求する理由付記としては十分ではないといわなければならない。」と判示するものである。

なお、最高裁判例で「本条例」とされている東京都公文書の開示等に関する条例(昭和59年東京都条例第109号)第9条は、条例第8条に相当する条文である。

(3) 実施機関が、本件決定1に係る行政文書不開示決定通知書に記した、単に不存在である旨だけの記載は、行政文書が存在しない根拠として、最小限、典型的に、情報公開請求に係る行政文書は作成されていないのか、作成されたがその後破棄されたのかなどを具体的に付記しなければ、条例12条第3項の定める理由付記の要件を満たさないといふべきである。

(4) よって、本件決定1は、理由付記に不備があり、取り消すべきである。

5 異議申立人のその余の主張について

その他、異議申立人は種々主張しているが、当審査会の判断に影響を及ぼすものではない。

6 結論

理由付記に不備があるから、本件決定1を取り消すべきである。

7 附言

事務局職員による現地調査によると、行政文書の廃棄記録が適切に作成されていないとのことであった。

そもそもこのこと自体訓令違反であり、誠に反省すべきものであるが、本件のような行政文書の存在が争われる事案では廃棄記録の存在それ自体が実施機関の事務処理の適切さを証明する唯一の証拠となり得るものである。

実施機関においては、今後このようなことがないよう、早急に再発防止のための方策を確立することを、強く要望する。

別 紙

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
23. 1. 25	諮問書の受理
23. 3. 22	実施機関の理由説明書の受理
23. 4. 19	異議申立人の意見書の受理
23. 7. 29	審議
23. 9. 30	審議

(参考)

千葉県情報公開審査会第1部会

氏 名	職 業 等	備 考
泉 登茂子	公認会計士	
大田 洋介	城西国際大学非常勤講師	部会長
木村 琢磨	千葉大学大学院専門法務研究科教授	
鈴木 牧子	弁護士	部会長職務 代理人

(五十音順：平成23年9月30日現在)